

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第95号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

「

第2条第1項中 施設係長 を「施設係長」
燃料化施設係長（南部クリーンセンターに限る。）

」

に改める。

第5条第12号を削り、同条第13号を同条第12号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)